

[事案 23-21] 入院給付金等支払請求

・平成 23 年 12 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したが、告知義務違反を理由に不支払いになったことを不服とし申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 8 月に終身医療保険に加入しているが、平成 22 年 5 月に子宮頸部高度異形成により 3 日間入院し、手術を受けたので、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由から、自分は告知義務違反をしていないので、給付金を支払ってほしい。

- ・加入時には、定期的に検査を受けており通院中であることを募集人に告げたが、告知の必要はないと言われてそのことを告知書に記入しなかった。
- ・医師からは病名も告げられていなかった。
- ・募集人の過失によるものであり、自分は告知義務違反をしていない。

<保険会社の主張>

申立人は「病名は知らされておらず、告知要件にはあたらない。」とするが、主治医において、「子宮に関する検査」および「経過観察」が行われており、主治医での受診状況は、「告知書」記載の告知事項に該当する。

一方、募集状況において、募集人には不適正な保険募集および保全行為が疑われた。

しかし、申立人と募集人の回答には相違点があり、申立人の主張のみをもって、不適正行為があったと断定できず、募集人は、第一次選択者として、最低限の責務は果たしたものであったと判断しているため、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行い、和解の斡旋を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。